

特別養護老人ホーム めくもりの里伊勢宮 利用単位表 ①
 (ユニット型指定短期入所生活介護サービス) 1 割負担の方

R5年4月1日現在

※1単位＝10.17円での計算となります。端数が出るので、ご利用日数によって利用料金が変わります。
 合計目安に加算単位は含まれていませんので、ご承知おきください。

＜利用者負担第1段階＞ (生活保護受給者の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	523 単位/日	532 円	300 円/日	820 円/日	1,652 円
要支援2	649 単位/日	660 円			1,780 円
要介護1	696 単位/日	708 円			1,828 円
要介護2	764 単位/日	777 円			1,897 円
要介護3	838 単位/日	852 円			1,972 円
要介護4	908 単位/日	923 円			2,043 円
要介護5	976 単位/日	993 円			2,113 円

＜利用者負担第2段階＞

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が80万以下、かつ預貯金等の合計が650万円(夫婦1,650万円)以下の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	523 単位/日	532 円	600 円/日	820 円/日	1,952 円
要支援2	649 単位/日	660 円			2,080 円
要介護1	696 単位/日	708 円			2,128 円
要介護2	764 単位/日	777 円			2,197 円
要介護3	838 単位/日	852 円			2,272 円
要介護4	908 単位/日	923 円			2,343 円
要介護5	976 単位/日	993 円			2,413 円

＜利用者負担第3段階①＞ ※第3段階②の方は食費が1,300円となります。

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が80万超120万円以下、かつ預貯金等の合計が550万円(夫婦1,550万円)以下の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	523 単位/日	532 円	1,000 円/日	1,310 円/日	2,842 円
要支援2	649 単位/日	660 円			2,970 円
要介護1	696 単位/日	708 円			3,018 円
要介護2	764 単位/日	777 円			3,087 円
要介護3	838 単位/日	852 円			3,162 円
要介護4	908 単位/日	923 円			3,233 円
要介護5	976 単位/日	993 円			3,303 円

＜利用者負担第4段階＞ (上記以外の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	523 単位/日	532 円	1,600 円/日	2,006 円/日	4,138 円
要支援2	649 単位/日	660 円			4,266 円
要介護1	696 単位/日	708 円			4,314 円
要介護2	764 単位/日	777 円			4,383 円
要介護3	838 単位/日	852 円			4,458 円
要介護4	908 単位/日	923 円			4,529 円
要介護5	976 単位/日	993 円			4,599 円

＜その他の利用料金＞

その他自己負担していただくもの	
・医療費	・理美容代
・教養、娯楽費	・クリーニング代

※＜利用者負担第3段階②＞

(住民税非課税世帯、合計所得金額と年金収入合計が120超、かつ預貯金等の合計が500万円(夫婦1,500万円)以下の方)

特別養護老人ホーム めくもりの里伊勢宮 加算単位表 ②

加算	単位	備考
送迎加算	184単位/日	利用者の居宅と事業所間の送迎を行った際の加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護福祉士が80%以上 または、勤続10年以上介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上 勤続7年以上が30%以上のいずれかに該当
療養食加算	23単位/日	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例)糖尿病食・心臓病食
機能訓練体制加算	12単位/日	常勤機能訓練指導員1名以上配置
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師が緊急で利用が必要だと認めた場合に 入所日から7日間を限度として算定します。
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	看護職員の配置が25:1以上 医療機関との連携
緊急短期入所受入加算	90単位/日	事前に利用計画が無く、介護支援専門員が緊急の利用を認めている場合について、入所日から7日間を限度に算定します。
夜勤職員配置加算(Ⅱ口) (※見守り機器などを導入している事、夜勤職員全員がICTを使用している事、安全体制を確保している事)	18単位/日	夜勤を行う職員基準の介護職員の数に0.8を加えた数以上介護職員を配置している場合

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	$(\text{①の単位数} + \text{②の単位数}) \times 0.083 = \text{介護職員処遇改善加算単位}$	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.083を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	$(\text{①の単位数} + \text{②の単位数}) \times 0.027 = \text{介護職員等特定処遇改善加算単位}$	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.027を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	$(\text{①の単位数} + \text{②の単位数}) \times 0.023 = \text{介護職員等特定処遇改善加算単位}$	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.023を乗算したものが単位になります。
介護職員等ベースアップ等支援加算	$(\text{①の単位数} + \text{②の単位数}) \times 0.016 = \text{介護職員等ベースアップ等支援加算単位}$	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.016を乗算したものが単位になります。